第８　ぼうこう又は直腸機能障害

　　１　診断書の作成について

　　　　身体障害者診断書においては、ぼうこう機能障害の場合は、

　　　　①「尿路変向（更）のストマ」を造設しているか、

　　　　②「ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態」があるか、

　　　　③「高度の排尿機能障害」があるか、

　　　等の諸点について判定し、直腸機能障害の場合は、

　　　　①「腸管のストマ」を造設しているか、

　　　　②「ストマにおける排便処理が著しく困難な状態」があるか、

　　　　③「治癒困難な腸瘻」があるか、

　　　　④「腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態」があるか、

　　　　⑤「高度の排便機能障害」があるか、

　　　等の諸点について判定することを主目的とする。

　　　　記載すべき事項は、障害名、その原因となった疾患、手術、日常生活における制

　　　限の状態、障害の認定に関する意見、具体的所見である。

（１）　「総括表」について

ア　「障害名」について

「ぼうこう機能障害」「直腸機能障害」と記載する。ただし、この障害名だ

けでは障害の状態が具体的ではないので､「ぼうこう機能障害（ぼうこう全摘、

回腸導管）」「ぼうこう機能障害（尿管皮膚瘻）」「ぼうこう機能障害（高度の

排尿機能障害）」「直腸機能障害（人工肛門）」「直腸機能障害（治癒困難な腸瘻）」

「直腸機能障害（高度の排便機能障害）」等と記載する。

イ　「原因となった疾病・外傷名」について

「ぼうこう腫瘍」「クローン病」「潰瘍性大腸炎」「直腸腫瘍」「二分脊椎」

「先天性鎖肛」等、原因となった疾病名等を記載する。

ウ　「参考となる経過・現症」について

経過については通常のカルテの記載と同様であるが、現症については身体障

害者診断書の現症欄であるので、ぼうこう機能障害の状態（尿路変向（更）の

状態あるいは高度の排尿機能障害の状態等）､直腸機能障害の状態（腸管のス

トマの状態あるいは高度の排便機能障害の状態等）と、そのために日常生活活

動がどのように制限されているのかを記載する。

エ　「総合所見」について

認定に必要な事項、すなわち尿路変向（更）の種類、腸管のストマの種類、

高度な排尿又は排便機能障害の有無、治癒困難な腸瘻の種類、その他軽快の見

込みのないストマや腸瘻等の周辺の皮膚の著しいびらんの有無、又は日常生活

活動の制限の状態等を記載する。

なお、症状の変動が予測される場合は、将来の再認定時期についてもその目

処を記載する。

（２）　「ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見」について（留意点）

ア　「１．ぼうこう機能障害」について

「ぼうこう機能障害」については、尿路変向（更）のストマがあるか、ある

いは神経因性ぼうこうによる高度の排尿機能障害があるか等について判定す

る。

尿路変向（更）のストマについては、種類と術式について記載するとともに、

ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態がある場合は、その詳細について

診断書の項目にそって記載する。また、ストマの部位やびらんの大きさ等につ

いては、詳細に図示する。

高度の排尿機能障害については、神経障害の原因等について診断書の項目に

そって記載するとともに、カテーテル留置や自己導尿の常時施行の有無等の

状態・対応についても記載する。

イ　「２．直腸機能障害」について

「直腸機能障害」については、腸管のストマがあるか、あるいは治癒困難な

腸瘻があるか、あるいは高度の排便機能障害があるかについて判定する。

腸管のストマについては、種類と術式について記載するとともに、ストマに

おける排便処理が著しく困難な状態がある場合は、その詳細について診断書の

項目にそって記載する。また、ストマの部位やびらんの大きさ等については、

詳細に図示する。

治癒困難な腸瘻については、原疾患と瘻孔の数について記載するとともに、

腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態がある場合は、その詳細に

ついて診断書の項目にそって記載する。また、腸瘻の部位や大きさ等について

は、詳細に図示する。

高度の排便機能障害については、原疾患等を診断書の項目にそって記載する

とともに、完全便失禁や用手摘便等の施行の有無等の状態・対応についても記

載する。

ウ　「３．障害程度の等級」について

ここでは、１ぼうこう機能障害、２直腸機能障害における診断内容が、１級

から４級のいずれの項目に該当するかについて、最終的な判定をすることを目

的とする。

該当する等級の根拠となる項目について、１つだけ選択することとなる。

２　障害程度の認定について

（１）　ぼうこう機能障害のみの等級について

ぼうこう機能障害単独であっても、「尿路変向（更）のストマ」や「ストマに

おける排尿処理が著しく困難な状態」あるいは「高度の排尿機能障害」の合併

状況によって、障害程度３級から４級に区分されるので、身体障害認定基準に

照らして的確に確認すること。

なお、ぼうこうが残っていても、尿路変向（更）例は認定の対象とする。

（２）　直腸機能障害のみの等級について

直腸機能障害単独であっても、「腸管のストマ」や「治癒困難な腸瘻」あるい

はこれらの「排便処理の著しく困難な状態」又は「腸内容の排泄処理が著しく

困難な状態」、さらには「高度の排尿・排便機能障害」の合併によって、障害程

度は１級、３級、４級に区分されるので、身体障害認定基準に照らして的確に

認定すること。

（３）　ぼうこう機能障害と直腸機能障害が合併する場合について

ぼうこう機能障害と直腸機能障害とが合併する場合は、それぞれの障害におけ

るストマや腸瘻の有無、さらにはこれらの「排尿・排便又は排泄処理が著しく

困難な状態」等によっても等級が１級あるいは３級に区分されるため、身体障

害認定基準に照らして的確に認定すること。

（４）　障害認定の時期は、ストマ造設の有無や、排尿・排便処理が著しく困難な状

態の有無、あるいは先天性であるかどうかなどの状態によって認定の時期が異

なるため、身体障害認定基準に基づいて的確に認定する。また、適宜再認定を

行うことが必要となるものもあり、この点についても十分に留意すること。

（５）　合算して等級があがる例について

合併する肢体不自由等の項で障害認定を受けているものは、両者を合算して等

級があがる場合があるので両者の関係で留意すること。